

東京銀杏会 会則

第1条 (名称及び目的)

- 1 本会は、「東京銀杏会」と称する。
- 2 本会は、東京地区における東京大学の全学同窓会として、東京大学（大学院を含む。以下同じ。）及び東京帝国大学同窓生並びに東京大学学生の交流・親睦等を図るとともに、広く社会への貢献を目指すものとする。
- 3 本会は、東京大学地域同窓会連合会及び東京大学校友会に加入する。

第2条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 懇親会等の開催
- (3) 講演会、研究会等の開催
- (4) 社会への貢献に資する活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3条 (会員)

- 1 東京大学又は東京帝国大学の卒業生（中退者を含む。）又は学生であつて、東京都内に在住又は在職する又はした者は、本会会員となることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、幹事会が承認した者は、本会会員となることができる。
- 3 本会は、幹事会の承認により名誉会員を置くことができる。名誉会員は、年会費を免除する。
- 4 海外勤務・疾病その他やむを得ない理由で本会の事業に参加できない会員は、本人の申し出る期間につき、休会扱いとすることができる。

第4条 (役員)

- 1 本会には、次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 会長代理	若干名
(3) 副会長	50名以内
(4) 代表幹事	1名
(5) 代表幹事代理	若干名
(6) 幹事	70名以内
(7) 会計監事	3名以内
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 (役員職務)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長代理は、会長の委任により会長の職務を代行し、会長に事故あるときは、その代理人となる。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 代表幹事、代表幹事代理、及び幹事は、幹事会を構成し、本会の事業及び会務を執行する。
- 5 代表幹事は、幹事の中から副代表幹事若干名を選任し、幹事会を代表し、第8条に定める企画委員会及び各委員会の行う会務の執行を統括する。副代表幹事は会務の執行に関して、代表幹事を補佐する。
- 6 代表幹事代理は代表幹事の委任により代表幹事の職務を代行し、代表幹事に事故あるときは、その代理人となる。
- 7 会計監事は、本会の事業執行及び会計を監査する。

第6条 (名誉会長・顧問・参与)

- 1 本会は、役員の外に名誉会長、顧問、及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、会員総会の議決を経て会長が委嘱し、本会の活動について会長の諮問にこたえるものとする。
- 3 参与は、会長が委嘱し、会長への助言等により会長を補佐する。

第7条 (会員総会)

- 1 会員総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は必要の都度、会長が招集する。
- 2 会員総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 役員を選任及び解任
 - (3) 顧問の推薦
 - (4) 事業計画及び事業報告
 - (5) 予算及び決算
 - (6) その他会員総会が必要と認めた事項
- 3 会員総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第8条 (幹事会及び各委員会)

- 1 幹事会は、会員総会に提案する議事及び会務の執行上重要な事項を審議・決定する。
- 2 幹事会の議事運営は、幹事の互選により選出された幹事会議長が行う。
- 3 代表幹事は、必要の都度、幹事会を招集する。
- 4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 5 幹事会は、企画委員会及び会務の執行のため必要な委員会(以下「各委員会」という。)を設置し、代表幹事が指名する幹事を委員長及び副委員長に充てる。
- 6 企画委員会は代表幹事、代表幹事代理、副代表幹事、事務局長、事務局次長、会計長、企画委員会委員長及び各委員会の委員長で構成し、幹事会に提案する議事及び会務の執行上重要な事項を審議・決定し、その執行を各委員会に委ねる。
- 7 各委員会は、それぞれが担当する本会の会務を執行する。

第9条 (事務局)

- 1 本会の事業の遂行及び事務処理のため、次の場所に事務局を置く。
東京都文京区本郷7丁目3番1号 東京大学第二食堂ビル1階
- 2 事務局には、幹事の互選により選出された事務局長1名、事務局次長若干名、及び会計長1名を置く。
- 3 事務局は、事務局長が指揮監督する。

第10条 (財政及び会計)

- 1 本会は、年会費及び寄付その他の臨時収入を財源とする。
- 2 本会の年会費は五千円とする。ただし、東京大学学生である会員は、年会費を免除し、東京大学卒業後(大学院については課程修了後)2年を越えない会員は、年会費は三千円とする。その他、幹事会の承認をもって、年会費を決定することができる。
- 3 本会の会合費は、その実費を出席者からその都度、徴収することができる。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 本会の会計は、別に定める会計原則にのっとりて執行する。

第11条 (細則)

この会則の運営上の細則及び幹事会の運営規程は、幹事会が決定する。

付 則

- この会則は、平成 9年 6月10日から施行する。
この会則は、平成12年 7月 7日一部改正。
この会則は、平成15年 7月 3日一部改正。
この会則は、平成16年11月 4日一部改正。
この会則は、平成19年 5月28日一部改正。
この会則は、平成30年 5月24日一部改正。
この会則は、令和 2年 9月23日一部改正。
この会則は、令和 3年 5月25日一部改正。
この会則は、令和 4年 5月25日一部改正。
この会則は、令和 5年 5月24日一部改正。